

○津山工業高等専門学校実習工場規程

〔平成18年2月28日
規程第11号〕

改正 平成23年3月22日規程第7号 平成28年2月17日規程第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、津山工業高等専門学校内部組織規程（平成16年規程第6号）第10条第2項の規定に基づき、津山工業高等専門学校実習工場（以下「実習工場」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 実習工場は、専門学科共通の実習教育に必要な設備・環境を整備し、実践的技術者養成の支援を行うことを目的とする。

(施設)

第3条 実習工場の施設は、第一実習工場及び第二実習工場とし、実習室の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第一実習工場 機械加工室，NC加工室，NCプログラム室
- (2) 第二実習工場 溶接室，木型室，溶解・鑄造室

(業務)

第4条 実習工場は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 実習工場の施設・設備の維持・管理に関すること
- (2) 本校の学生・教職員に対する技術教育及び研究支援に関すること
- (3) 地域協力における業務支援に関すること
- (4) その他実習工場の目的達成に必要な業務に関すること

(実習工場長)

第5条 実習工場に、実習工場長（以下「工場長」という。）を置き、校長が任命する。

- 2 工場長は、実習工場の業務を掌理する。
- 3 工場長は、専門学科の教員をもって充てる。
- 4 工場長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(実習工場主任)

第6条 実習工場に、実習工場主任（以下「工場主任」という。）を置き、校長が

任命する。

- 2 工場主任は、工場長の業務を補佐する。
- 3 工場主任は、技術部長から推薦された技術職員をもって充てる。
- 4 工場主任の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、実習工場の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月22日規程第7号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月17日規程第15号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。